

**令和 8 年度 洋上風力発電導入検討支援業務委託
公募型企画提案募集要項**

1 趣旨

静岡県では、更なる再生可能エネルギー導入拡大の可能性を検討するため、令和 6 年度に「再生可能エネルギー等導入拡大基礎調査」、令和 7 年度に遠州灘沿岸自治体と県によるあり方検討会を設置し、検討を進めてきた。今年度は、洋上風力のあり方の議論を深めるため、沿岸自治体と県、漁業関係者による「洋上風力発電に関する地域検討会」（以下、「地域検討会」という。）を設置する。

については、地域検討会の円滑な運営支援並びに地域検討会の議論に必要となる漁業操業実態調査及び景観調査・フォトモンタージュ作成を主な業務内容として、洋上風力発電導入検討支援業務委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

2 公告

令和 8 年 5 月 15 日（金）に静岡県ホームページに掲載

3 業務の概要

(1) 業務内容

ア 委託業務名

令和 8 年度洋上風力発電導入検討支援業務委託

イ 内容

別添「令和 8 年度洋上風力発電導入検討支援業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

履行期間は契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）までを予定

(3) 委託料上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部局及び連絡先（窓口）

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

T E L 054-221-2949

F A X 054-221-2698

電子メール energy@pref.shizuoka.lg.jp

5 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の建設関連業務における競争入札参加資格の認定を受けている者。
- (3) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴

- 力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 次に示す同種業務について、令和5年4月1日以降に完了した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績は認めない。
- ・国、都道府県又は政令指定都市における洋上風力導入検討に関する調査及び検討会等運営支援業務

6 応募方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和8年5月15日(金)
質問票の提出期限	令和8年5月22日(金)午後5時
質問票の回答	令和8年5月26日(火)
参加表明書の提出期限	令和8年5月27日(水)午後5時
企画提案書の提出期限	令和8年6月1日(月)午後5時
プレゼンテーション	令和8年6月8日(月)
審査結果の通知	令和8年6月9日(火)

※応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 参加表明書、企画提案書等の提出

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書(様式1号) 1部
- ・企画提案書(様式2号) 1部
- ・金額内訳書(様式任意) 1部

イ 提出期限

(ア)参加表明書

令和8年5月27日(水)午後5時まで

(イ)参加表明書以外

令和8年6月1日(月)午後5時まで

ウ 提出方法

4に示す窓口に電子メールにて提出すること。

- ・電話で着信を確認すること
- ・使用可能なソフトは、ワード、エクセル、パワーポイント又はPDFファイルとすること。

(3) 本募集要項等についての質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式3号）により行うものとする。質問に対する回答書は、質問書を受理した日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 質問書受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）午後5時まで

イ 質問書提出先

4に示す窓口

電子メール（メール送信の旨を窓口へ連絡すること。）

ウ 回答書閲覧場所

質問及び回答を静岡県ホームページに掲載する。

【県ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1082355.html>

7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は様式2号により作成し、「3 提案内容」は、A4判用紙10枚以内（両面印刷の場合は5枚以内）とすること。

「4 見積額」については税込みとし、任意様式で金額の内訳を添付すること。積算の際の参考及び企画提案書を特定するための評価項目として用いる。

その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

8 審査の実施

企画提案書の内容等について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、企画提案書の評価を行う。

(1) 書面審査（応募多数の場合）

ア 実施方法等

5者以上から企画提案書が提出された場合、エネルギー政策課は提出された企画提案書に対して書面審査を行い、プレゼンテーション参加者4者を選定する。

イ 結果の通知

令和8年6月3日（水）までに企画提案書を提出した全員に選定結果を通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案の内容について、企画提案書を提出した者（5者以上の場合は（1）により選定された者）により以下のとおりプレゼンテーションを実施する。（詳細は別途通知する。）

委員の採点結果により、基準点（満点に対する60%）を超える者の中から、総合得点が最も高い者を随意契約の相手方となる候補者として選定する。

なお、契約候補者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などを個別に静岡県と交渉を行い、これが整った場合に、それぞれ随意契約の手続を行うものとする。

ア 実施日（予定）

令和8年6月8日（月）

イ 実施形式

WEB形式（Zoom）での開催を予定

ウ 選定結果通知

選定結果は辞退者を除くすべての企画提案者に対してメールで通知する。

9 評価基準

項目	評価内容	評価	傾斜(倍)	配点	
1	業務実績	・本業務に類似する業務の実績があるか	5段階	3	15
2	実施体制	・業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか	5段階	2	10
3	事業趣旨	・本業務の目的に沿った提案となっているか。	5段階	2	10
4	提案内容	(地域検討会運営支援) ・各回の検討内容は、洋上風力のあり方について議論を深めるために十分な内容か。	5段階	2	10
		(漁業操業実態調査) ・候補海域を絞り込むために適した調査内容・手法となっているか。実現性はあるか。	5段階	4	20
		(景観調査・フォトモンタージュ作成) ・視覚的にわかりやすい資料として、関係者が容易に理解・議論できるものか。 ・眺望点の選定や風力発電設備の設置場所等における考え方は適切か。	5段階	2	10
		(その他調査・資料の作成) ・提案された調査・資料等の内容は具体的かつ有用か。	5段階	2	10
		(今後の取組検討) ・今後事業者選定に至るまでに必要な関係自治体(県・市)の取組として具体的かつ適切か。	5段階	1	5
		(業務スケジュール) ・業務の実施内容が適切に工程に反映され、無理なく、確実に業務を遂行できるか。	5段階	1	5
5	経費適正	・業務内容に見合った適切な経費であるか。	5段階	1	5
6	社会的取組	・パートナーシップ構築宣言(内閣府・中小企業庁)の登録があるか。	2段階	1	2
合計					102

※「6 社会的取組」は登録がある場合は2、ない場合は1とする。

10 契約

(1) 契約に関する協議

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。契約にあたっては、選定された委託候補事業者と業務仕様について契約限度額の範囲内で協議を行う。協議が整った場合に当該事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

本契約は、国の「洋上風力案件形成促進事業費補助金」を活用するものであるため、国の交付決定が得られなかった場合は、契約は行わない。

(2) 契約保証金

静岡県財務規則第55条に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、静岡県財務規則第55条第2号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。
- (2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。
 - ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (4) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成 12 年 10 月 27 日条例第 58 号）に基づく情報公開の対象となる。
- (9) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。
- (10) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第 6 条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し